

## 杵築市立図書館大型絵本および大型紙芝居館外利用要項

### (趣旨)

第1条 杵築市立図書館及び杵築市立民俗資料館管理規則第13条の規定に基づき、杵築市立図書館所蔵の大型絵本および大型紙芝居（以下、資料）の館外利用について必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 資料を館外利用することができる者は、次の各号に掲げる要件を具備する個人又は団体とする。

- (1) 杵築市立図書館利用者カードの交付を受けており、そのカードが有効であること。
- (2) 使用目的が教育及び文化の向上に寄与するものであること。
- (3) 資料の利用により、その活動に多大の効果が見込まれ、かつ、その利用に継続性があること。
- (4) 使用場所が、館外の市内公共施設・市内教育施設・市内法人施設等であること。

### (貸出冊数及び貸出期間)

第3条 資料の貸出冊数は、大型絵本と大型紙芝居を合わせて5冊、貸出期間は7日間までとする。

### (貸出手続)

第4条 資料の貸出を希望する者は、別紙「杵築市立図書館大型絵本および大型紙芝居館外利用申込書」に必要事項を記入し、杵築市立図書館館長（以下、館長）へ提出しなければならない。

- 2 貸出は、本館カウンターに限る。
- 3 貸出は、開館時間中に限る。
- 4 予約は、貸出1ヵ月前以内に限る。

### (貸出の制限)

第5条 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、資料の貸出を行わない。

- (1) 営利を目的として利用すると認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、館長が貸出を不相当と認めたとき。

### (返却)

第6条 資料の貸出を受けた者は、本館カウンターで返却しなければならない。

### (遵守義務)

第7条 資料の貸出を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 注意をもって資料を管理すること。
- (2) 資料を第三者に譲渡したり、貸出を受けた目的以外に使用しない。
- (3) 資料は、貸出期間内に返却し、貸出期間の延長は認めない。

(4) 前3号に掲げるもののほか、館長が指示したこと。

(貸出の取消し等)

第8条 館長は、資料の貸出を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料の貸出を制限、若しくは停止し、または貸出した資料の返却を命じることができる。

(1) 前条に掲げる事項を遵守しなかったとき。

(2) この要項又はこれに基づく指示に違反したとき。

(賠償)

第9条 資料の貸出を受けた者は、当該資料を破損し、または紛失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第10条 館長は、この要項に定めるもののほか、必要な事項を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この要項は、令和4年5月1日から施行する。